

山梨県公報

第五百九十七号

令和七年

九月二十五日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定(三件)……………四八三

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………四八三

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………四八四

○清算人の就任……………四八五

告示

山梨県告示第二百六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和七年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地
東桂メデイカルクリニック	都留市十日市場九百五十八番地一

二 認定期限 令和十年九月十三日

山梨県告示第二百六十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
ツル虎ノ門整形外科・リハビリテーション病院	都留市四日市場百八十八番地

二 認定期限 令和十年九月二十日

山梨県告示第二百六十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
公益財団法人山梨厚生会塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一

二 認定期限 令和十年九月二十八日

公告

●大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住所

株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 クスリのアオキ国母店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市国母六丁目一番一号 外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和八年五月十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千七百八十八平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 八十五台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十五台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 二十四平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 九立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前九時	午後十時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 三箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで
- 三 届出年月日 令和七年九月十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年九月二十五日

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オンザサミット 代表取締役 保坂忠伸 山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東 山梨県甲府市向町字 蛭田百二十三番一 外
 - 2 変更した事項 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オンザサミット	株式会社オンザサミット

代表取締役 保坂のり子
山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地

代表取締役 保坂忠伸
山梨県南アルプス市東南湖千三十五番地

- 3 変更の年月日 令和五年五月三十一日
届出年月日 令和七年九月十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十六日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年九月二十五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 グリーンタウン甲府東（北エリア） 山梨県甲府市向町字蛭田百二十一番一 外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者
変更後	株式会社オギノホールディングス 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者

- 3 変更の年月日 令和五年五月三十一日
届出年月日 令和七年九月十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十六日まで

● 清算人の就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により、解散した平野土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。
令和七年九月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

清算人氏名	住所	就任年月日
長田 清猛	山中湖村平野二百二十二番地の二	令和七年八月二十日
長田 巧	山中湖村平野二十四番地	同
長田 元次	山中湖村平野千八百九十八番地の二	同

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番